

きみさらず聖苑（木更津市新火葬場）
指定管理者募集要項

令和 4 年 1 月
木更津市環境部火葬場建設課

きみさらず聖苑指定管理者募集要項

きみさらず聖苑の指定管理者（管理運営を実施する団体）を次のとおり募集します。

1 対象施設の概要

- (1) 名 称 きみさらず聖苑
- (2) 所 在 地 木更津市大久保 843 番地 1
- (3) 敷地面積 33,546.36 m²
- (4) 施設概要
 - 構 造 鉄筋コンクリート造／鉄骨造（地上 2 階建て）
 - 主要施設 本館
(建築面積 3,413.16 m²、火葬炉 10 基、霊安室、待合室、お別れ室他)
 - 駐車場
(112 台収容、うちマイクロバス用 10 台)
 - 敷地内環境緑地
- 完 成 令和 4 年 10 月（予定）
- (5) 都市計画決定 平成 30 年 9 月 11 日（平成 30 年木更津市告示第 237 号）
- (6) 経営許可年月日 令和 2 年 7 月 30 日（令和 2 年木更津市指令第 568 号）

2 指定期間

令和 4 年 12 月 1 日から令和 20 年 3 月 31 日まで

なお、長期の指定期間となるため、指定管理の開始から 5 年目、10 年目に木更津市（以下「市」という。）の中間評価を受けることとします。また、中間評価の結果については、指定管理者候補者選定委員会への報告を行うこととします。

3 指定管理料

指定管理業務に係る経費は、木更津市新火葬場整備運営事業事業契約書（令和元年 6 月 28 日締結。以下「事業契約書」という。）約款第 6 章第 55 条に基づき同契約書別紙 12 におけるサービス購入料 D として支払われます。

指定期間総額 2,322,855,758 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以内

指定管理料は上記を総額とし、額の変更等については物価変動等の事業契約書に基づくもの以外においては、市と指定管理者との協議により定めるものとします。

なお、上記金額は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の改正に伴い、消費税率及び地方消費税率を 10% として算定しているため、今後、税率の引き上げ時期の変更や同法の改正等により消費税等額に変動が生じた場合は、市は、指定管理料にそれらの変動に応じた相当額を加減して支払うものとします。

4 指定管理者募集の趣旨

市は、きみさらず聖苑の管理に指定管理者制度を導入します。

平成 15 年 9 月の地方自治法の一部改正により創設された指定管理者制度は、公の施設の管理運営に民間事業者の有するノウハウを活用することにより、市民サービスの向上や管理経費の縮減につなげようとするものです。

このたび、市では令和 4 年 12 月 1 日からきみさらず聖苑の供用を開始するため、指定管理者を募集します。

〔参考：地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 抜粋〕

第 1 項及び第 2 項（略）

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

5 施設の管理運営方針

きみさらず聖苑の指定管理者には、公の施設の管理者としての公平性・非営利性をはじめ、利用者を尊重した高い倫理性が求められることを認識し、次の事項に留意して、質の高いサービスの提供に努めるとともに、市民が安心して利用できるよう管理を行うこと。

特に「個人情報保護」及び「公平性の確保」については細心の注意を払い、管理を行うこと。

(1) 施設等の維持管理について

ア 指定管理者が行う業務及び管理の実施基準を基に、施設等の機能を十分に把握し、管理を行うこと。

イ 安全かつ清潔な管理に努めること。

ウ 適正な管理の保守点検を行うこと。

(2) 施設の運営について

ア 公の施設であることを念頭に置いた施設運営に努め、利用者に対して平等に接し、施設利用上の公平性を確保すること。

イ 利用者及び施設の安全対策に万全を期すこと。このため、危機管理体制を確立するとともに、市や関係機関との連携を整備すること。

ウ 積極的に利用者の意見を聞き、施設運営に反映するよう努めること。

エ 火葬場管理において取扱う個人情報は極めて特殊であることを十分に認識し、個人情報の漏えいや取扱いの範囲を超えて使用することのないよう、法令等を遵守し、個人情報保護対策に万全を期すこと。

オ 施設内及び事務所内での営業活動や斡旋行為、又はそれらに類する行為は禁止とし、非営利性を確保すること（ただし、売店や自動販売機の設置等、利用者の利便に供すると市が認めるものは除く。）。

6 指定管理者が行う業務

(1) 木更津市火葬場条例（昭和 42 年木更津市条例第 17 号）等に定めるところにより、きみさらず聖苑を使用に供する業務

(2) きみさらず聖苑の管理運営及びそれに伴う付属設備等の維持管理に関する業務

(3) きみさらず聖苑の使用料金の徴収に関する業務

(4) きみさらず聖苑の使用に伴い、使用者が必要とする火葬場使用許可証及び火葬済証明の発行に関する業務

(5) きみさらず聖苑の使用の許可の取消し及び使用の停止に関する業務

※詳細は、「きみさらず聖苑指定管理者に関する仕様書」によるものとします。

7 運営の基準

(1) 「墓地、埋葬等に関する法律」、「木更津市火葬場条例」その他関係法令の規定に従い管理運営を行うものとします。

(2) 休場日 友引の日及び 1 月 1 日から 1 月 3 日まで、又は市長が特に必要と認める日

- (3) 使用時間 午前9時から午後5時まで及び市長が特に必要と認める時間
(4) 開場時間 午前8時30分から午後5時15分まで及び市長が特に必要と認める時間
※年間開場日数 約300日

8 応募資格

- (1) 法人その他の団体（以下「団体」という。）であること（法人格の有無は問わない。）。
(2) 複数の団体が連合体を構成して応募する場合は、あらかじめ連合体結成の協定書により定められた代表者が申請手続を行うこと（他の団体は構成員とする。）。

なお、複数の連合体において、同時に構成員になることはできません。

また、単独で応募した団体は、他の連合体応募の構成員になることはできません。

- (3) 応募者の制限

次のいずれかに該当する団体は応募することができません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの

イ 応募書類提出時点において、市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止措置を受けているもの

ウ 市税（ただし、市内に事業所がある場合に限る）、所得税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの

エ 代表者、役員又はその使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条の規定に違反するとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しないもの

オ 団体又はその代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過していないもの

カ 次に示す暴力団排除措置事由に該当するもの

①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又はそれらの利益となる活動を行う団体であるとき。

②役員等が暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定するものをいう。）もしくはこれに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき又は、暴力団関係者が経営に実質的に関与しているとき。

③役員等が、自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。

④役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。

⑤役員等が、暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

⑥役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

キ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）に適正に加入していないもの。

ク 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けているもの（受けている場合は、必要な措置の実施について当該労働基準監督署に報告済みであること）。

9 募集要項及び仕様書の配布

(1) 配布場所

木更津市環境部火葬場建設課（木更津市クリーンセンター内）
〒292-0838 木更津市潮浜三丁目1番地

(2) 配布期間及び時間

令和4年1月11日（火）から1月13日（木）まで
午前8時30分から午後5時まで

なお、配布については非公募につき、窓口交付のみとします。

10 応募手続

(1) 応募書類一覧

提出書類	提出部数	備考
①指定管理者指定申請書	正1部 副10部	木更津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則 別記第1号様式
②事業計画書	正1部 副10部	様式第1号
③収支計画書	正1部 副10部	様式第2号 (別紙記載も可)
④団体の経営状況を説明する書類	正1部 副10部	状況に応じた形式による
⑤団体の組織及び概要を記載した書類	正1部 副10部	状況に応じた形式による
⑥団体役員表	正1部 副10部	様式第3号
⑦団体の定款、寄付行為、当該法人の登記事項証明	正1部 副10部	状況に応じた形式による
⑧法人にあっては、当該法人の登記事項証明書	正1部 副10部	状況に応じた形式による

⑨納税証明書	正 1 部 副 10 部	状況に応じた形式による。 法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税、固定資産税の納税証明書各 1 か年分
⑩構成団体を記載した書類	正 1 部 副 10 部	様式第 4 号
⑪連合体協定書	正 1 部 副 10 部	様式第 5 号

なお、受付期間経過後において、応募書類の内容を変更することはできません。

※連合体で応募する場合には、指定管理者指定申請書、事業計画書、収支計画書、構成団体を記載した書類、連合体協定書以外の書類は、すべての構成員ごとに提出してください。

(2) 受付場所

木更津市環境部火葬場建設課（木更津市クリーンセンター内）
〒292-0838 木更津市潮浜三丁目 1 番地

(3) 受付期間及び受付時間

令和 4 年 1 月 11 日（火）から 1 月 21 日（金）午後 5 時まで
（土日休日を除く。）

(4) 応募方法

ア 応募は、持参に限ります。

イ 令和 4 年 1 月 21 日（金）午後 5 時まで必着とします。

(5) 応募に関する留意事項

ア 指定管理者指定申請書の提出をもって、募集要項及び仕様書の記載内容を承諾したものとします。

イ 応募に必要な費用は、全て応募者の負担とします。

ウ 指定管理業務履行に伴う法人市民税等の課税の有無及び税額等については、賦課権者に照会のうえ応募してください。

エ 提出書類の変更及び返却は認めません。

オ 提出書類等については、情報公開の請求により開示することがあります。

カ 市が必要と認める場合は、応募書類以外の書類の提出を求める場合があります。

キ 市が必要と認める場合は、応募書類の提出後に応募者に対してヒアリングを実施する場合があります。

ク 市が必要と認める場合は、応募者が運営する類似施設等の実地調査を行う場合があります。

ケ 応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、市は指定管理者の選定の公表等必要な場合には、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。

(6) 無効又は失格

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格となります。

- ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限が守られなかった場合
- イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- エ 虚偽の内容が記載されている場合
- オ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- カ 著しく信義に反する行為があった場合

(7) 募集内容に関する質問

ア 質問の受付期間及び受付時間

令和4年1月12日（水）から1月14日（金）まで

午前8時30分から午後5時まで

※令和4年1月14日（金）午後5時必着

イ 質問の方法

質問事項のある団体は、「質問書」（様式第6号）に記入の上、持参してください。

ウ 質問の受付場所

問合せ先に同じ

エ 質問への回答予定期日

質問に対する回答は、募集要項取得者全員及び回答先の通知のあった者に対し、令和4年1月18日（火）までに行う予定です。

11 指定候補者の選定等

(1) 選定方法

ア 指定管理者の候補者となる団体（以下「指定候補者」という。）は、市が設置する指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査の結果、可と認めた者としてします。また、他の応募者がいない場合においても、選定委員会での審査を経て選定します。

なお、審査の結果、基準に達する者がいないと認め、該当者なしとする場合があります。

イ 審査は、「きみさらず聖苑指定候補者選定審査項目一覧」（別紙1）の審査項目を基準に、総合的に行います。審査にあたり選定委員会が必要と認めたときは、応募者に説明を求める場合があります。

ウ 選定委員会の審査結果に基づき、市長が指定候補者を選定します。

(2) 選定結果

ア 指定候補者の選定は、令和4年3月頃に実施する予定です。

イ 選定結果は、応募者全員に文書で通知します。

ウ 指定候補者の選定後、選定した指定候補者名及び審査内容の概要について公表します。

(3) 議会の議決等

ア 市は、地方自治法の規定に基づき、指定候補者を指定管理者に指定する議案を市議会に付議し、議決を受けることとなります。ただし、市議会の議決を受けるまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事由が生じたときは、指定候補者の選定を取り消すことがあります。

イ 次に掲げる場合であっても、指定候補者がきみさらず聖苑の管理運営を実施するために支出した費用、提供したノウハウの対価等については、市は一切補償しませんのであらかじめご了承ください。

①上記アの議案を市議会が否決したとき。

②上記アの議案について、市議会が会期中に議決に至らなかったとき。

③上記アただし書により、市が指定候補者の選定を取り消したとき。

12 協定の締結について

指定管理者指定通知後、市と指定管理者との間で協定を締結するものとします。

協定内容は次のとおりとします。

ア 事業計画書に関する事項

イ 地方自治法第 244 条の 2 第 7 項に規定する事業報告書に関する事項

ウ 市が支払うべき指定施設の指定管理料に関する事項

エ 利用料金に関する事項

オ 市による指示・指導に関する事項

カ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

キ 指定施設の管理に関し保有する個人情報（木更津市個人情報保護条例（平成 11 年木更津市条例第 4 号）第 2 条第 1 号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護に関する事項

ク 公の施設で事故が発生した場合の対応に関する事項

ケ 指定管理者が変更となる場合の引継ぎに関する事項

コ 指定施設の管理に関し保有する情報の公開に関する事項

サ モニタリングに関する事項

シ 事業計画が達成されなかった場合の対応に関する事項

ス 不可抗力の発生による対応に関する事項

セ 前各号に掲げるものの他、市長が別に定める事項

また、施設使用料金の徴収については、地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定に基づき、指定管理者に別途委託するものとします（徴収事務委託料は指定管理料に包含し、別途市から委託料の支出はしません。）。

13 指定管理者の指定の取消

指定管理者が行う施設の管理の適正を期するため、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることがあります。

14 公租公課の取扱い

指定管理を行う施設を事業所として市に法人市民税の届出を行うこと。また、新たに設置した償却資産にかかる固定資産税などの納税義務者となる可能性があります。

詳しくは、市税については木更津市役所市民税課及び資産税課へ、県税については木更津県税事務所（Tel0438-25-1110）へお問い合わせください。

15 市内雇用

公の施設の管理に伴い、新たに発生する雇用については、率先して木更津市民の雇用を図るものとします。

16 その他

(1) 上記 1 から 15 までに掲げる事項の詳細については、「きみさらず聖苑指定管理者に関する仕様書」のとおりとします。

(2) 要項の遵守

指定候補者がこの要項に反した場合、指定候補者の選定を取り消すことがあります。

(3) 留意事項

選定委員会委員に対して、本件募集についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合には失格（選定後に判明した場合には取り消し）となることがあります。

(4) 指定期間内の改修工事

現在、休館を伴う改修工事等の予定はありません。

ただし、施設や設備の老朽化や災害による故障や破損により、安全が確保されないときなどは、一定期間休館する可能性があります。

その復旧に係る期間、営業ができないなどの場合は協議のうえ方針を決定します。

17 問合せ先

〒292-0838

木更津市潮浜三丁目 1 番地（木更津市クリーンセンター内）

木更津市環境部火葬場建設課

Tel 0438-36-1520

Fax 0438-36-5374

電子メールアドレス kaso@city.kisarazu.lg.jp

(規則別記第 1 号様式)

令和 年 月 日

木更津市長 渡辺 芳邦 様

申請者

所在地

名称

代表者氏名

印

連絡先 (電話)

指定管理者指定申請書

木更津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 3 条の規定により、次の公の施設について、指定管理者の指定を受けたいので申請します。

- 1 施設の名称 きみさらず聖苑

(様式第1号)

令和 年 月 日

事業計画書

施設名	きみさらず聖苑
団体名	
所在地	
代表者氏名	
担当者氏名	
電話番号	
FAX番号	

次の事項にお答えください

1 火葬業務について	
2 仕様書等に基づく施設の維持管理等について (年間の計画を含む。)	
3 施設を運営するための人員配置	
4 法令等の遵守について	
5 公共性・公平性について	

6 個人情報保護のための 方策について	
7 利用者へのサービス向 上のための方策	
8 利用者のトラブルの未 然防止と対処方法	
9 緊急時（災害や事故） の対応について（利用者 の安全確保を含みま す。）	

※記入欄が不足する場合には、本様式を参考に別紙で添付してください。

収支計画書（令和 年度）

団体名 _____

1 収 入

	収入額（単位：円）	備 考
きみさらず聖苑 指定管理料		
自主事業による 収入		（参考）売店設置 自動販売機設置
その他		
合 計		

（注1）1年間（12 か月）の収入額を記入してください（年度ごとに作成してください）。ただし、令和4年度分は4箇月分の記入をお願いします。

（注2）記載内容は消費税込とします。

（注3）令和5年度以降については、同記載内容であれば別添資料での提出を認めます。

2 支 出

	支出額（単位：円）	積 算 内 訳
人件費		（参考）場 長 1 名 業務員（火葬業務等担当）○名 業務員（受付業務担当）○名
消耗品費		（参考） 火葬炉消耗品、受付消耗品等
印刷製本費		（参考） パンフレット印刷費等
燃料費		
修繕費		（参考） 火葬炉設備ほか
通信運搬費		（参考） 電話料・ネット通信料等
保険料		（参考） 施設等の保険料
使用料		（参考） N H K 受信料、A E D 設置料等
手数料		（参考） 浄化槽・地下燃料タンク法定 検査手数料

委託料		(参考) 火葬炉保守管理業務、電気工作物・消防設備・空調設備・浄化槽保守点検業務、貯水槽清掃業務、残骨灰等の収集及び処理業務、除草・剪定業務(敷地全体)、可燃ごみ処分費
一般管理費 現場管理費		
その他		
合 計		

(注1) 1年間(12 か月)の支出額を記入してください(年度ごとに作成してください)。ただし、令和4年度分は4箇月分の記入をお願いします。

(注2) 記載内容は消費税込とします。

(注3) 令和5年度以降については、同記載内容であれば別添資料での提出を認めます。

(様式第3号)

団 体 役 員 表

役 職	氏 名	生 年 月 日

この表は、指定管理者から暴力団等を排除するために下記の暴力団排除措置事由の該当の有無を木更津警察署に照合するためのものです。

所在
氏名
代表

印

暴力団排除措置事由

- ①暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又はそれらの利益となる活動を行う団体であるとき。
- ②役員等が暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定するものをいう。）もしくはこれに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき又は、暴力団関係者が経営に実質的に関与しているとき。
- ③役員等が自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。
- ④役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。
- ⑤役員等が、暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

(様式第 4 号)

令和 年 月 日

連 合 体 構 成 団 体

(連合体の名称)

〔代表 構成団体〕

団体の役割			
所 在 地			
名 称		代表者名	
担当者名		部 署	
電話番号		電子メール	
F A X 番号			

〔構成団体〕

団体の役割			
所 在 地			
名 称		代表者名	
担当者名		部 署	
電話番号		電子メール	
F A X 番号			

〔構成団体〕

団体の役割			
所 在 地			
名 称		代表者名	
担当者名		部 署	
電話番号		電子メール	
F A X 番号			

※連合体を結成して公募に参加する場合はこの様式を提出してください。また、合体構成団体の数が三者を上回る場合は、この様式に準じて様式を作成してください。

連 合 体 協 定 書

木更津市長 渡辺 芳邦 様

連合体名
代表者 所 在 地
法人等名称
代表者氏名



きみさらず聖苑の指定管理者の公募に参加するため、募集要項に基づき連合体を結成し、木更津市との間における下記事項に関する権限を代表に委任して申請します。

なお、当該件名の指定管理者に指定された場合は、各構成団体はきみさらず聖苑の指定管理者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴い当共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。

連合体の名称	
連合体の代表者 (受任者)	<代表構成団体> 所在地 法人等名称 代表者氏名
	【連合体における役割】
連合体事務所所在地	
連合体の 構成団体 (委任者)	<構成団体> 所在地 法人等名称 代表者氏名
	【連合体における役割】
	<構成団体> 所在地 法人等名称 代表者氏名
	【連合体における役割】
連合体の成立等	設立日 令和 年 月 日 当連合体の構成団体の脱退又は除名については、事前に木更津市の承認がなければこれを行うことができないものとします。
委 任 事 項	1 指定管理者の指定の申請に関する件 2 協定等締結に関する件 3 契約及び経費の請求受領に関する件 4 その他 ()
そ の 他	1 本協定書に基づく権利義務を他人に譲渡することはできません。 2 本協定書に定めのない事項については、構成団体全員により協議します。

※ 連合体を結成して公募に参加する場合はこの様式を提出してください。また、連合体の構成団体の数が三者を上回る場合は、この様式に準じて様式を作成してください。

質 問 書

きみさらず聖苑指定管理者募集要項等について、次のとおり質問します。

団 体 名	
所 在 地	
代表者氏名	
担 当 部 署 担当者氏名	
電 話 番 号	
F A X 番号 又は電子メールアドレス	
質 問 事 項	
質 問 内 容	

※質問事項 1 問につき本様式を 1 枚使用し、質問内容は簡潔にまとめてください。

きみさらず指定管理者候補者選定評価表【企業名：

】 委員名：

(別紙1)

選 定 基 準 (条例規定事項)	審 査 (評 価) 基 準	採 点 (○ で 囲 む)	採点の参考とする事項等
1 事業計画に基づく管理により、公の施設における利用者の平等な利用の確保に配慮されたものであること(指定手続等に関する条例第4条第1項第1号)	(1) 管理運営の理念、姿勢について ・申請団体の経営理念は、利用の平等性の観点から適切か ・施設の設置目的と提案された運営方針が合致しているか (2) 利用者の平等な利用の確保について	可 ・ 否	・事業計画書
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること(指定手続等に関する条例第4条第1項第1号)	(1) 施設の設置目的との適合性について (2) 利用者に対するサービスの向上について (3) 公衆衛生、感染症等への取組みについて (4) その他新規、魅力的な提案の有無について (5) 施設の効率的運営、効率化への取組みについて (6) 施設管理の安全性への配慮について (7) 事業計画の実現可能性について	可 ・ 否	・事業計画書 ・収支計画書
3 申請団体が公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の能力を有しており、又は確保できる見込みがあること(指定手続等に関する条例第4条第1項第2号)	(1) 施設管理への意欲、熱意について (2) 類似施設等の管理運営実績等について (3) 安定的な運営が可能となる人的能力(管理運営方式)について ・職員構成、職員数、職員採用、確保の方策、職員の研修(育成)体制等 (4) 団体の安定性、継続性について (5) 団体の運営の透明性、公正性について (6) 収入、支出の積算と管理計画の整合性について (7) 収支計画の実現可能性について	可 ・ 否	・団体の経営状況を説明する書類 ・団体の組織及び概要を記載した書類 ・事業計画書 ・収支計画書・
4 その他別に定める基準(指定手続等に関する条例第4条第1項第3号)	(1) 社会的弱者への対応について (2) 災害等緊急時の対応について	可 ・ 否	・事業計画書
総 合 評 価		可 ・ 否	
評価に当たっての意見等			

※ 採点基準 【可】優秀である(高度の能力を有している)、又は満足できる(十分な能力を有している)、又は平均的である場合
【否】物足りなさを感じる(能力が若干乏しい)、又は劣っている(まかせることが不安である)場合